

函館市生活支援・介護予防体制整備推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 介護保険法第115条の45第2項第5号に規定する事業を実施するにあたり、市が中心となって、地域の生活支援・介護予防サービス等を担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ることを目的として、函館市生活支援・介護予防体制整備推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 地域資源および地域ニーズの把握

(2) 資源開発

ア 地域に不足するサービス・支援の創出

イ サービス・支援の担い手の養成

ウ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保

(3) ネットワークの構築

ア 関係者間の情報共有

イ サービス提供主体間の連携の体制づくり

(4) ニーズと取組みのマッチング

ア 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング

イ サービス提供主体の活動ニーズと活用可能な地域資源のマッチング

(組織)

第3条 協議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指定する。

(1) 学識経験者

(2) 地域包括支援センター関係者

(3) 特定非営利法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の、生活支援・介護予防サービスを提供する事業主体の関係者

(4) 函館市生活支援・介護予防体制整備事業の受託法人に所属する生活支援コーディネーター

(5) 前号で掲げる者のほか、市長が必要と認める者
(委員の任期等)

第4条 委員の任期は1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。
(会長等)

第5条 協議会の会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、副会長としてその職務を代理する。
(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。
3 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。
5 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(個人情報等の保護)

第7条 協議会の委員および会議に出席を求められた者は、職務上または会議を通じて知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する